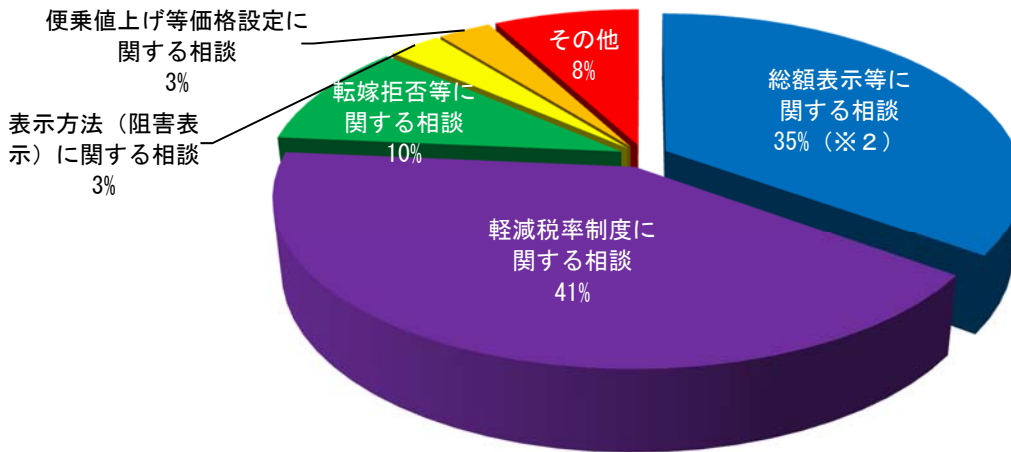


## 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

消費税価格転嫁等総合相談センターの平成 30 年 7 月(7/1～7/31)の相談対応状況は以下のとおり。

### 1 相談件数

7月の相談件数：電話 125 件、メール 15 件  
【相談内容（全 140 件）の内訳（※1）】



### 2 相談例

#### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 店頭が表示が「990 円＋税」となっていた商品について、990 円に 1.08 を掛けると 1,069.2 円となるため支払う金額は 1,069 円だと思っていたのですが、請求された金額は税込 1,070 円でした。1円未満の端数を切り上げる計算方法は正しいのでしょうか。

A. 税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理(切上げ、四捨五入又は切捨て)を行うかについては、それぞれの事業者の判断に委ねられています。

Q. 消費税率 10%の引上げ施行日である平成 31 年 10 月1日をまたぐ形で役務提供契約を締結した場合、消費税法の適用関係はどのようになりますか。

A. 役務の提供(サービスの提供)に係る資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要しない取引にあっては、その約した役務の全部の提供を完了した日となります。したがって、役務の提供の全部が完了した日が平成 31 年 10 月1日以後であれば、経過措置が適用される取引を除き、原則として 10%の税率が適用されます。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

※2 うち総額表示に関する相談が 27%、消費税一般に関する相談が 73%

役務提供の完了時期とそれに係る適用税率は、個々の取引の契約内容を踏まえて判断することとなりますので、詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

## ○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 飲食店が、雑誌中の自店の紹介ページにおいて「雑誌を見た人は消費税サービス」と表示することは転嫁を阻害する表示として問題になりませんか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」などの、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させるおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止しています。

同条における「表示」については、景品表示法における「表示」と同様、事業者が商品又は役務の供給の際に顧客を誘因するために利用するあらゆる表示が対象となりますので、雑誌による広告も同条の規制対象となります。

## ○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 新聞の販売店ですが、新聞を仕入れたときの税率は何%になりますか。

A. 軽減税率が適用される「新聞の譲渡」とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会事実を掲載する週2回以上発行される新聞の定期購読契約に基づく譲渡です。

販売店が行う新聞の仕入れは、定期購読契約に基づくものではないため、軽減税率の対象とはならず、標準税率である10%が適用されます。

なお、軽減税率制度の詳細については、国税庁ホームページの「軽減税率サイト」に掲載されている軽減税率に関するQ&Aを御覧ください。

国税庁ホームページ：<https://www.nta.go.jp>

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610